

第六次涌谷町総合計画策定及び

まち・ひと・しごと創生総合戦略見直し業務委託

特記仕様書

1. 業務の目的

本町は、平成 28 年 3 月に「第五次涌谷町総合計画」を策定し、「黄金花咲く交流の郷わくや ー自然・歴史を活かした健康輝くまちー」を将来像に、その実現に向けた諸施策を推進してきた。

また、平成 28 年 3 月に「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「涌谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策を推進してきた。

こうした中、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活様式の変化、災害の激甚化・頻発化、SDGs の採択、DX の推進等、本町を取り巻く社会情勢が大きく変化し、本町においてもこれらに対応した施策展開が求められる。

本業務は、社会情勢の変化に対応するとともに、本町の人口・産業の動向や住民意識の変化等を踏まえて、全分野にわたる必要な政策・施策をまとめた「第六次涌谷町総合計画」の策定及び「涌谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の見直しを支援することを目的とするものである。

2. 業務の対象地域

本業務の対象地域は、涌谷町全域とする。

3. 履行期限

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

4. 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」及び「基本計画」で構成する。

(1) 基本構想

本町の行財政の基本目標として、本町の目指す将来像を定め、政策の大綱を示す。計画期間は、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とする。

(2) 基本計画

基本構想に定めた将来像の実現に向けて、具体的な施策・事業を総合的かつ計画的に示す。期間は令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とし、前期基本計画とする。

5. 業務の内容

【令和6年度】

■総合計画策定業務■

(1) 基礎的条件調査

イ 現況調査

涌谷町の自然条件、社会経済動向等の本町を取り巻く情勢について、統計書等の既存資料により調査・分析し、現状及び特性を整理する。

また、本町のまちづくりの方向に係る関連計画、事業計画について把握、整理する。

ロ 施策実施状況調査

「第五次涌谷町総合計画－後期基本計画－」に掲げている政策の実現に向けた施策等の実施状況について、各課への調査を行い把握する。

また、第六次総合計画基本計画の策定に向けて、各課の事業計画の概要を把握する。

ハ 住民意向調査

住みよいまちづくりに向けて、住民意向調査を実施し、まちづくりに対する満足度や重要度、課題等を整理、分析する。なお、住民意向調査の対象は、涌谷町在住の18才以上の町民から無作為に1,000人を抽出し、配布回収は郵送により行う。

また、関連計画において実施しているアンケート調査について、調査結果の内容を整理する。

(2) まちづくりの課題整理

基礎調査結果を踏まえ、本町のまちづくりの課題を整理する。

(3) 基本構想

まちの将来像の検討

まちづくりの課題を踏まえて、まちづくりの基本的な考え方について検討する。また、まちづくりの目標となる「まちの将来像」について検討する。

(4) 各種会議の開催支援

次の各種会議の資料作成、運営支援及び議事録作成を行う。

イ 総合計画策定本部会議

町長を本部長とする庁内策定組織。会議は2回程度開催。

ロ 総合計画策定本部部会会議

計画内容を検討・協議する庁内検討組織。会議は2回程度開催。

ハ 総合計画審議会

総合計画の策定にあたって町条例により設置される策定組織。会議は2回程度開催。

■総合戦略見直し業務■

(1) 人口ビジョンの検証

「涌谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げている人口の将来展望について、統計資料等を用い、乖離状況等を把握するとともに、その要因を分析する。

(2) 人口の将来展望

人口ビジョンの検証結果を踏まえ、人口の将来展望の再設定案を作成する。

(3) 総合戦略の検証

「涌谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げている各種施策の実施状況及びKPIの達成状況を調査・検証する。

【令和7年度】

■総合計画策定業務■

(1) 基本構想

イ 将来フレームの検討

過去の推移や各種事業の実施予定等を踏まえ、将来人口等を推計し、目標年次における涌谷町の主要指標を設定する。

ロ 土地利用構想の検討

まちの将来像及び土地利用に係る各種計画を踏まえて、土地利用構想について検討する。

ハ まちづくり基本方針の検討

まちの将来像の実現に向けて、政策・施策展開の柱であるまちづくり基本方針や重点プロジェクトについて検討する。

(2) 基本計画

基本構想にもとづき、将来像の実現に係るテーマ別の施策について各課ヒアリング等を通して検討を行い、体系的に施策を整理する。

(3) 計画案の作成

検討・協議した基本構想・基本計画をとりまとめ、総合計画案を作成する。

なお、計画案の作成にあたっては、文章の構成や配色に考慮するものとし、挿絵や写真、イメージ図等を用いてわかりやすい計画案を作成するものとする。

(4) 各種会議の開催支援

次の各種会議の資料作成、運営支援及び議事録作成を行う。

イ 総合計画策定本部会議

町長を本部長とする庁内策定組織。会議は3回程度開催。

ロ 総合計画策定本部部会会議

計画内容を検討・協議する庁内検討組織。会議は協議に合わせて随時開催。

ハ 総合計画審議会

総合計画の策定にあたって町条例により設置される策定組織。会議は3回程度開催。

ニ 総合計画策定地域懇談会

町を西、東、笹岳の3地域に分け、地域住民に対して説明を実施。説明会は3回開催。

(5) パブリックコメントの開催支援

パブリックコメントの実施にあたって資料作成等を支援する。

■総合戦略見直し業務■

(1) 基本目標の設定

国や県のまち・ひと・しごと創生総合戦略の内容、令和6年度検討した総合計画基本構想(案)、令和6年度実施した「総合戦略の検証」の結果を踏まえ、基本目標及び数値目標の再設定案を作成する。

(2) 具体的な施策の設定

基本目標の実現に必要な施策案を検討するとともに、数値目標の再設定案を作成する。

(3) 計画案の作成

検討・協議した内容を取りまとめ、まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直し案を作成する。

6. 成果品

次の成果品を作成する。

- (1) 第六次総合計画 計画書：400部(A4判、表紙デザイン)
- (2) 総合戦略見直し 計画書：10部(A4判、簡易コピー製本)
- (3) 報告書 : 2部(A4判、ファイル綴じ)
- (4) その他関連資料 : 一式
- (5) 上記電子データ : 一式

7. 資料の貸与

受注者は本業務に必要な資料等を発注者より借り入れることができるものとする。ただし、適切な管理に努めるとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

8. 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を発注者の許可を得ずに、ほかに利用、開示してはならない。また、本業務の実施に当たり個人情報を取扱う際は、涌谷町個人情報保護法施行条例を遵守するものとし、秘密保持について、万全の管理を行うものとする。

9. 成果品の帰属

本業務の成果品の所有権、使用权は全て発注者に帰属するものとする。受注者は、本業務の成果品を発注者の了承を得ずに、成果品を公表、貸与、使用してはならない。

10. 検査

本業務実施中、受注者は必要に応じて発注者の部分検査を受け、業務完了後は最終検査を受けるものとする。なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとし、それに要する経費は受注者が負担するものとする。

11. 納期及び納入場所

成果品の納期は、履行期日までとし、納入場所は、涌谷町企画財政課とする。

【提出先】

〒987-0192 宮城県遠田郡涌谷町字新町裏 153 番地 2
涌谷町地域公共交通会議事務局 涌谷町企画財政課企画班